練馬区社会福祉法人指 導 検 査 報 告 書

【平成 28 年度】

平成 29 年 8 月 練 馬 区

~ はじめに ~

地域主権改革に伴う社会福祉法の改正により、平成 25 年 4 月 1 日から、練馬 区内のみで事業所を構える社会福祉法人の所轄庁が変更となり、練馬区でも社 会福祉法人の認可や指導検査事務を行うことになりました。

社会福祉法人は、社会福祉法に基づき、「社会福祉事業を行うことを目的として」設立された公益的な法人であり、社会福祉事業の主たる担い手としての役割が期待されています。

指導検査は、社会福祉法人に対して、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的として実施するもので、地域における社会福祉サービスの水準の向上を目標として行っています。

本報告書は、平成 28 年度における「社会福祉法人の指導検査」の実施結果を まとめたものです。広く区民の皆様にもご覧いただき、社会福祉法人の運営状 況を知っていただくとともに、社会福祉法人においても、今後の適正な法人運 営に向けての参考資料としてご活用いただければ幸いです。

練馬区福祉部管理課

本報告書の構成

第1	社会福祉法人の指導検査とは	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第2	平成 28 年度指導検査の概要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
第3	平成 28 年度指導検査の結果	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
第4	資料編	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
第5	指導検査関連ホームページ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	27
第6	練馬区所轄社会福祉法人一覧	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28

第1 社会福祉法人の指導検査とは

1 指導検査の目的

社会福祉法人に対する指導検査は、社会福祉法第56条第1項の規定に基づき、 法人運営や事業経営について検査を行うことによって、適正な法人運営と円滑 な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的とします。

2 指導検査の類型

指導検査は、検査目的や実施方法等により、以下の3つに分類されます。

(1)一般指導検査

法人の所在地において定期的に行う、一般的な検査 (原則として2年に1回実施)

(2)特別指導検査

次のいずれかに該当する場合で、重点的または改善が図られるまで継続的に行う検査

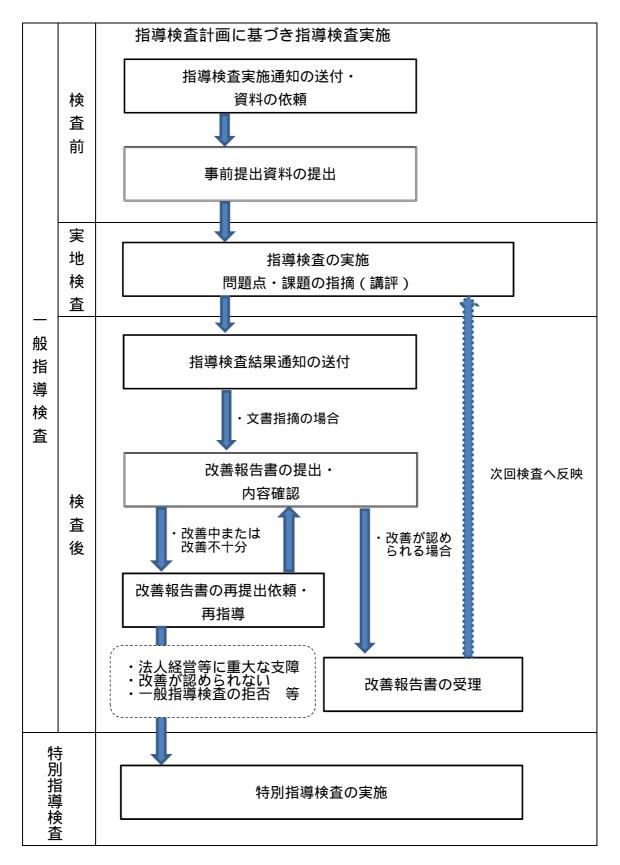
- ア 法人が、法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くため、法人 経営等に重大な支障を及ぼしていると疑う理由がある場合
- イ 一般指導検査の結果に対して改善が認められない場合
- ウ 正当な理由なく一般指導検査を拒否した場合

(3)施設整備中検査

施設整備を伴う新設の法人に対して、施設整備中に原則として法人の所 在地において行う検査

区が定期的に行っているのは、一般指導検査であり、本報告書内の「指導検査とは、「特別指導検査」「施設整備中検査」と表記しない限り、「一般指導検査」のことを指します。

3 指導検査の流れ



4 法人指導検査と施設・サービス指導検査

練馬区所管の社会福祉法人の場合、所轄庁が行う指導検査は、大きく分けて 以下の2つがあります。

- (1)社会福祉法人に対する指導検査
- (2)社会福祉法人が運営している施設やサービスに対する指導検査

	実施主体	法的根拠	主な目的	主な検査事項
社会福祉法人の 指導検査	練馬区	社会福祉法 第 56 条第 1 項	適正な法人運営と 円滑な事業経営の 確保	定款、役員、法人全体の予算、決算等の法人全体の運営に関わること。
施設・サービス 指導検査	東京都練馬区	社会福祉法 介護保険法 老人福祉法 児童福祉法 障害者総合支援法	施設の適正かつ円 滑な運営及びサー ビスの質の確保	措置費、介護給付費 等の算定、使途や、 利用者への処遇、支 援の状況等のサー ビス内容に関する こと。

[「]障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)」の略称

この報告書が対象としているのは、表の上段にある「社会福祉法人の指導検査」です。

なお、「社会福祉法人の指導検査」の実施主体は練馬区、「施設・サービス指導検査」の実施主体は東京都および練馬区となります。同一年度内に双方の検査(施設サービス指導検査は、法人本部に所在する施設の検査に限る)が予定されている場合は、可能なかぎり同日に検査を行うように努めています。

第2 平成28年度指導検査の概要

1 平成 28 年度指導検査の重点項目

平成 28 年度は、以下の事項(指導検査実施方針・計画より抜粋)を踏まえ、 指導検査を実施しました。

(1) 効果的な指導検査の実施

これまで実施した指導検査結果から、法人経営に対するリスクのより高い項目を重点 的に検査することにより、効果的・効率的な指導検査を実施する。また、法人から提出 される報告書類や決算書の分析を事前に十分に行い、東京都など他自治体の動向も踏ま え、指導検査を実施する。

(2) 東京都および区内関連部署との連携

東京都が実施する施設検査との同日検査を可能な限り実施する。また、区においても、 事業所等の所管課との情報交換会を定期的に開催し、法人や施設、サービスの指導検査 に係る情報を共有し、検査スキルの向上を図るとともに連携を深める。

(3) 社会福祉法制度改正への対応

平成28年4月に一部実施される社会福祉法人制度改革について、課題の整理や所轄法人への周知・支援などの作業を行う。また、集団指導等、さまざまな機会を捉え、区と法人、法人間での情報の共有化を図る。

(4) 集団指導

実地による指導検査を少なくとも2年に1度以上の頻度で行うこととしているため、本年度に指導検査を行わない法人も存在する。そこで、全所轄法人を対象に集団指導を 実施し、前年度の指導検査で多く見られた指摘事項等、法人経営にあたり留意すべき点 を周知徹底する。

(5) 法人検査と施設検査の一体的実施

介護・障害・保育分野における法人検査と施設検査の一体的実施の本格導入年を平成 29 年度と位置付け、本年度はそれに向けた検証作業を行うため、一部実施する。

2 平成 28 年度指導検査の対象

<u>10 法人(23 法人中)</u>

平成 28 年度は、前年度に練馬区の法人検査を受けていない法人および前年度の検査で文書指摘を行った法人のうち改善状況を指導検査にて確認する必要がある法人を検査対象としました。

なお、苦情が多く寄せられ、法人運営上問題が生じたと認められる場合は、 随時に検査を実施し、度々の指導にもかかわらず、改善が図られない場合など は、特別指導検査を実施することとしています。

第3 平成28年度指導検査の結果

1 平成 28 年度指導検査の実施結果まとめ

(1) 指導検査の実施結果

練馬区が所管する 23 法人のうち、10 法人に対して一般指導検査を行いました。また特別指導検査を行うまでには至りませんでした。

なお、10 法人の指導検査のうち、介護・障害・保育の施設検査と一体的 に実施したのは3法人でした。

	検査対象数	一般検査実施数	特別検査実施数	検査実施率
	(a)	(b)	(c)	(b/a)
28 年度	23 法人	10 法人	0 法人	43%
27 年度	24 法人	17 法人	0 法人	71%
26 年度	25 法人	14 法人	0 法人	56%
25 年度	24 法人	16 法人	0 法人	67%

(2) 指摘種別

指導検査を実施した 10 法人のうち、文書指摘(口頭指導を含む)を行ったのは 2 法人で、 8 法人は口頭指摘のみでした。

	検査実施数	文書指摘	口頭指導のみ	文書指摘率
	(b)	(d)	(e)	(d/b)
28 年度	10 法人	2 法人	8法人	20%
27 年度	17 法人	5 法人	12 法人	29%
26 年度	14 法人	6 法人	8法人	43%
25 年度	16 法人	4 法人	12 法人	25%

(3) 東京都同日検査

10 法人の指導検査のうち、区単独で実施した検査が8法人で、東京都と同日検査を実施したのは2法人でした。

	検査実施数	区単独検査数	同日検査数	同日検査実施率
	(b)	(f)	(g)	(g/b)
28 年度	10 法人	8 法人	2法人	20%
27 年度	17 法人	15 法人	2 法人	12%

26 年度	14 法人	11 法人	3 法人	21%
25 年度	16 法人	11 法人	5 法人	31%

2 指導検査での主な指摘事項

今年度の指導検査において指摘した検査項目について、具体的事例を挙げて 紹介します。

なお、表の「検査項目」の記号及び名称は、実地検査指導事項票(P21~) に合わせています。

組織運営 1	定款	
検査項目	具体的事例	該当法人数
(2)定款施行細則を整	・理事長専決事項、理事長の職務代理者	3
備すること。	の選任方法、理事会・評議員会の詳細	
	な運営方法等を規定していない。	
	【定款準則第 27 条】	

【ポイント】

定款施行細則は、法人運営の方法について細かな事項を規定するものです。 法人運営に変更が生じる場合には、定款施行細則を変更し、運営の実態と定 款施行細則の規定に乖離が生じないように留意してください。

組織運営 2	役員	
検査項目	具体的事例	該当法人数
(3)役員選任関係書類を整備すること。	・再任の場合、当該任期にかかる選任時 点の履歴書が整備されていない。 ・委嘱状を個別ではなくまとめて作成し ている。 【定款準則第6条、第7条第1項、第2項およ び備考、指導監査要綱 -2-(2)、審査基	3
	準第3-4-(3)、第3-6-(3)】	
(4)役員・評議員の報酬等の規程を整備し、勤務実態に即して支給すること。	・実費を超える金額を実費弁償として規定しており、源泉徴収もしていない。 ・役員報酬を旅費交通費として処理している。 ・理事会交通費と評議員会交通費が分け	3

5	れずに計上されている。	
望・	事監査報酬の規定に不備がある。	
望・	事報酬総額の内訳が不明である。	
t	指導監査要綱 - 2 -(3) - 5 、定款準則第 8	
	条、審査要領第3-(6)】	

【ポイント】

役員選任関係書類(理事会(評議員会)議事録、就任承諾書(任期を明確にしたもの)履歴書(再任であっても、当該任期に係る選任時点のもの)委嘱状(写))は、役員の適格性や選任が定款等に基づき適切に行われているか等を確認するための書類です。役員の任期ごとに必要となりますので、適切に保管するようにしてください。

役員報酬は、役員報酬規程等を整備したうえで、勤務実態に即して支給される必要があります。また、非常勤の役員報酬は、乙欄給与日額表により源泉 徴収しなければなりません。役員報酬規程は、報酬支払基準や報酬額などが 曖昧にならないよう適正に規定するようにしてください。

組織運営 5	理事会	
検査項目	具体的事例	該当法人数
(5) 理事会の書面出席	・書面出席票を委任状として取り扱って	1
(書面による議	いる。	
決)の様式に不備	【指導監査要綱 - 5 - (1) - 3、審査基準第3 -	
がないようにする	2 - (1)、定款準則第9条(備考)の(2)およ	
こと。	び(3)】	
(6) 議事録は、発言者	・理事会議事録の質疑内容が評議員会議	1
とその要旨等を正	事録の質疑内容と全く同じである。	
確、具体的に記録	【指導監査要綱 - 5 -(2)、定款準則第9条】	
し、審議の経過を		
明確にすること。		
(その他指導事項等)	・議事録署名人としての署名又は記名押	2
	印において、理事長の職名および理事	
	長印を使用している。	
	【指導監査要綱 - 5 - (2)】	

【ポイント】

書面出席を行う場合は、理事会に付議される事項についての意思表示が必要

であり、議決権の委任は認められません。

理事会の議事録は、記載事項が定められており、正確に記録され、保存する必要があります。そのため、発言内容や表決経過などを記載し、審議の経過が明確になるようにしてください。

理事長が議長又は議事録署名人となった場合の署名又は記名押印は、理事と して行うので、理事長の職名および理事長印は使用しないでください。

組織運営 6	評議員会	
検査項目	具体的事例	該当法人数
(6) 議事録は、発言者	・評議員会議事録の質疑内容が理事会議	1
とその要旨等を正	事録の質疑内容と全く同じである。	
確、具体的に記録	【指導監査要綱 - 6 - 9 】	
し、審議の経過を		
明確にすること。		

【ポイント】

評議員会の議事録は、記載事項が定められており、正確に記録され、保存する必要があります。そのため、発言内容や表決経過などを記載し、審議の経過が明確になるようにしてください。

管理 2 資産管理					
検査項目	具体的事例	該当法人数			
(9)資産台帳が未整	・処分済の固定資産が台帳から除却され	3			
備・内容不備なの	ていない。				
で整備すること。	【第6号通知2-(4)、指導監督徹底通知5-				
	6-ア、平成 23 年基準第1章-2-(2)、運				
	用指針 24】				

【ポイント】

固定資産を処分する際は、処分したことがわかる書類を整備した上で、速やかに台帳から除却しなければなりません。

管理	3 会計	†管理	
検査項目		具体的事例	該当法人数

(1)経理規程を整備す	・経理規程の内容が、実態と異なってお	4
ること。	り、適正に規定されていない。	
	【定款準則第 20 条、指導監査要綱 -3-(2)-1】	
(2)会計責任者を設置	・出納職員、現金保管者が実態とあって	1
すること。	いない。	
	【指導監査要綱 - 3 - (1) - 2、第6号通知	
	1 - (1)、第 25 通知第 2 - 4 - (2)および経理	
	規程準則第7条、運用指針1-(1)および	
	(2)]	
(4)会計処理を適正に		8
行うこと。		
・法人の資産(資金)の	・有価証券を保有しているにも関わらず	3
管理運用が不適正で	資金運用規程を作成していない。	
ある。	・資金運用責任者の任命書類が整備され	
	ていない。	
	【審査基準第2-3-(2)、審査要領2-(8)か	
	ら(11)まで、審査基準第2-3-(3)、指導監	
	査要綱 - 2 - 4 から 6 まで、定款準則第 15	
	条備考】	
・収入・支出の処理が	・クレジットカード取扱規程に反した方	5
不適正である。	法で使用しており、使用簿にも記録が	
	無い。	
	・個人のクレジットカードで物品を購入	
	しており、ポイントが付与されている。	
	・兼務職員の給与が按分されて支払われ	
	ていない。	
	【定款準則第 20 条、第 25 号通知第 2 - 2 およ	
	び経理規程準則第 15 条から第 25 条まで、第	
	310 号通知 3 - (1)および別紙「社会福祉法	
	人会計基準」第1条第2項、平成23年	
	基準第1章-2-(3)、運用指針1-(4)】	

·		
・契約手続きが不適正	・随意契約にあたり、複数業者からの見	6
である。	積もりをとっていない。 ・公平、公正な見積り比較ができていな	
	いる十、公正な兄債りに致かてさている。	
	・契約金額と支払額に不整合がある。	
	・自動更新の契約において、定期的な見	
	直しがされていない。	
	・契約金額が 250 万円を超えているにも	
	かかわらず、競争入札を行っていない。	
	・稟議書が作成されておらず、法人の意	
	思決定過程が不明である。	
	【第7号通知、指導監督徹底通知5-(2)-イ	
	およびウ、経理規程準則第 26 条から第 31	
	条まで、経理規程準則施行通知5】	
・寄附受領に際して適	・領収書を発行したことがわかる記録が	1
正な内容の領収書を	残っていない。	
発行していない。	【経理規程準則第 47 条、指導監督徹底通知 5	
	- (4)-エ、第6号通知1-(5)、運用指針9】	
(5)利用者から預かっ	・利用者預り金規程を作成すること。	1
ている金銭の管理	【指導監査要綱 - 3 - (5) - 3、定款準則第9	
を適正に行うこ	条(備考)の(1)- 、第6号通知1-(6)、指	
٤.	導監督徹底通知 5 (4)工、運用指針 1 (3)】	
(7)会計帳簿等の整備	・現状に即した小口現金出納帳が整備さ	1
を適正に行うこ	れていない。また現金補充において、	
と。	定められた金額を超えている。	
	【経理規程準則第 14 条、第 310 号通知の別紙	
	「社会福祉法人会計基準」第3条の2、第6	
	号通知 1 -(4)・(5)- ・(7)・(9)・(10)-	
	および(11)、平成 23 年基準第 1 章- 2 -(2)、	
	運用指針 2 - (3) 】、	
(8) 決算処理および	・財務諸表(財産目録・貸借対照表・資	5
財務諸表の作成を	金収支計算書・事業活動計算書・附属	
適正に行うこと。	明細書)を適正に整備していない。	
	【法第44条第2項および第4項、定款準則第	
	18 条第 1 項および第 2 項、第 310 号通知の	
	別紙「社会福祉法人会計基準」第6条、第6	
	号通知 1 - (3)、指導監査要綱 - 3 - (4)-	
	2 、平成 23 年基準第 1 章 - 2 、運用指針 3 】	

【ポイント】

社会福祉法人は、会計基準やその他の通知に準拠して、経理規程を定める必要があります。会計処理は、会計基準や経理規程等の定めに従い、適切に行ってください。

会計責任者と出納職員は、内部牽制組織が確立されるように兼務を避け、規程と実態を一致させる必要があります。

運用財産を有価証券等で管理運用することも認められていますが、定款等に 従った、より厳正な取扱いが求められます。

使用規程等の定めのないクレジットカードによる支出は、事前承認の原則や使用管理が曖昧になるため望ましくありません。やむを得ずクレジットカードを使用する場合は、使用規程等を作成したうえで厳正に管理する必要があります。

本部と施設等の兼務職員の給与はそれぞれから按分して支出する必要があります。

契約において、理事長専決事項や施設長等への理事長権限委任事項は、定款 施行細則等に定められた決定権者の承認が必要です。

継続的な取引を随意契約で行う場合には、必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めてください。また、価格による随意契約でも高額と思われる場合は、2社以上の業者から見積もりをとり、適正な価格を客観的に判断してください。

寄附金品を受け入れるときは、寄附申込書または贈与契約書により寄附金品を受領し、領収書を発行しなければなりません。また、寄附金品の受け入れにあたっては、関係書類を整え理事長の承認を受けなければなりません。

社会福祉施設の利用者から預かっている金銭は、別会計で経理し、適切に管理しなければなりません。

小口現金は支出の事前承認の例外であり、経理規程の定めに従い限定的な使用に留める必要があります。また、小口現金の実際の残高と小口現金出納簿上の残高が一致していることを毎日確認し、記録を残すようにしてください。 法人の決算は、会計基準や経理規程に基づき、財務諸表や附属明細表を毎年作成する必要があります。また、財務諸表は正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成されるため、経理規程に定めた会計帳簿は整備してください。

管理 4 その		
検査項目	具体的事例	該当法人数
(2)法人印および代表	・通帳と印鑑の保管場所が同一である。	1
者印について適正	【指導監督徹底通知 5 -(6)-工】	
に管理すること。		

(3)現況報告書等につ	・現況報告書や財務諸表などの、インタ	4
いて、インターネ	ーネットによる公表が必要な書類が公	
ットを活用し、公	表されていない。	
表すること。	・公表内容に不備がある。	
	【法第 44 条第 4 項および第 75 条(第 2 項を除	
	く)、第 76 条、第 77 条および第 79 条、定款	
	準則第 18 条、社会福祉法人の運営に関する	
	情報開示について】	
(6)保有する個人情報	・マイナンバーに関する規程が作成され	1
について適正な取	ていない。	
扱いを行うこと。	【個人情報の保護に関する法律、東京都個人情	
	報保護に関する条例、練馬区個人情報保護条	
	例、福祉関係事業者における個人情報の適正	
	な取扱いのためのガイドライン、医療・介護	
	関係事者における個人情報の適切な取扱い	
	のためのガイドライン】	

【ポイント】

法人印および代表者印(印鑑登録を行うこと)については、管理者を定めるとともに適正に管理しなければなりません。また、通帳印については、内部牽制体制の確立・事故防止の観点から通帳と保管責任者を分けてください法人は、現況報告書ならびに添付書類である貸借対照表および収支計算書(財務諸表)について、インターネットを活用し公表しなければなりません。また、その他の法人運営に関する情報についても適切に公表する必要があります。

保有する個人情報は次のように取り扱う必要があります。 利用目的をできる限り特定すること 個人情報を取得した場合は速やかに本人に通知又は公表すること 個人情報を適正に取得し、またその内容を正確に保つこと 個人情報等漏えい時の報告連絡体制等、安全管理措置を講じること 保有する個人情報について、第三者への提供や本人からの開示を求められた場合は次のように取り扱う必要があります。 法令に基づく場合等を除き、個人情報を第三者に提供する際はあらかじめ本人の同意を得ること 例外規定に該当する場合を除き、本人から個人情報の開示を求められた場合は開示すること

表の「具体的事例」での指導根拠となる法令等の正式名称は以下のとおりです。

略称	正式名称
	「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付障第890号・社援第
審查基準	2618号・老発第794号及び児発第908号)の別紙1「社会福祉法人審査基
	準」*
	「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付障第890号・社援第
定款準則	2618号・老発第794号及び児発第908号)の別紙2「社会福祉法人定款準
	則」*
	「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」(平成13年7月23日付雇児発第
指導監査要綱	487号・社援発第1274号及び老発第273号)別添「社会福祉法人指導監査
	要綱」* *
	「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する
指導監督徹底通知	指導監督の徹底について」(平成13年7月23日付雇児発第488号・社援発第
	1275号及び老発第274号)**

^{*...}平成26年5月29日最終改正、**...平成25年3月29日最終改正

第4 資料編

資料 1 練馬区社会福祉法人指導検査実施要綱

練馬区社会福祉法人指導検査実施要綱

平成25年3月27日 24練福経第2382号

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)の規定 に基づき、社会福祉法人(以下「法人」という。)に対して実施する指導検査について、必要な事項を定める。

(指導検査の目的)

第2条 法人に対する指導検査は、法第56条第1項の規定に基づき、関係法令または通知に照らし、練馬区(以下「区」という。)が別に定める指導検査に係る基準、方針等(以下「区の基準」という。)に対する実施状況等について個別的に明らかにし、必要な助言および指導または是正の措置を講ずることにより、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図り、もって社会福祉のより一層の増進に寄与することを目的とする。

(指導検査の基本方針)

- 第3条 法、関係法令、区の基準等を基本に、指導検査に関する国の通知、これまでの 指導検査実績等を勘案し、厳正に重点的かつ効果的に実施する。
- 2 指導検査が画一的、形式的に陥ることのないよう、問題の発生原因および是正策を明らかにし、法人の問題解決を図り、自律的な運営を促すための具体的な助言および 指導を行う。
- 3 法、関係法令もしくは定款に違反し、またはその運営が著しく適正を欠いているために、事業の経営等に重大な支障が認められ、是正の措置が速やかに講じられないときは、法に定めるところにより行政処分を行うための手続を進める。
- 4 指導検査の実施および指導検査結果の処理にあたっては、東京都(以下「都」という。) および関係部課との情報交換を密にするなど充分な連携を図る。

(指導検査の対象)

第4条 指導検査の対象は、区が管轄する法人とする。

(指導検査の類型)

- 第5条 指導検査は、一般指導検査、特別指導検査および施設整備中検査に分けて実施 する。
- 2 一般指導検査は、指導検査事項全体について、法人の所在地において行う検査をい う。
- 3 特別指導検査は、つぎの各号のいずれかに該当する場合に、特定の指導検査事項を 定め、重点的または改善が図られるまで継続的に行う検査で、法人の所在地等におい て行う。

法人が、法、関係法令もしくは定款に違反し、またはその運営が著しく適正を欠くために、当該法人の経営等に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑うに足りる理由があるとき。

一般指導検査による改善の措置が認められないとき。

正当な理由がなく、一般指導検査を拒否したとき。

4 施設整備中検査は、施設整備を伴う新設の法人に対して施設整備中に行う指導検査 をいい、原則として、法人の所在地において行う。

(指導検査の実施方針)

第6条 指導検査を重点的かつ効果的に行うため、社会福祉行政の動向を踏まえ、指導 検査の重点項目を掲げる社会福祉法人指導検査実施方針(以下「実施方針」という。) を、毎年度指導検査開始時までに別に定める。

(指導検査計画および実施回数)

- 第7条 指導検査の実施にあたり、実施時期等を含む指導検査計画(以下「検査計画」 という。)を、毎年度指導検査を開始する時までに策定する。
- 2 一般指導検査および施設整備中検査の実施にあたっては、前項に定める検査計画によることとし、特別指導検査は、必要に応じて適宜実施する。
- 3 法人の運営等に問題が発生した場合または通報、現況報告書の確認の結果等により、そのおそれがあると認められる場合は、検査計画にかかわらず適宜指導検査を実施する。
- 4 指導検査の実施回数については、つぎの各号に定めるとおりとする。
 - つぎのアおよびイのいずれも満たす法人については、一般指導検査を原則として 2年に1回実施するものとする。
 - ア 法人本部の運営について、法および関係法令ならびに通知(法人に係るものに限る。)に照らし、特に大きな問題が認められない。
 - イ 当該法人が経営する施設など社会福祉事業等について、施設基準、運営費、報 酬の請求等に特に大きな問題が認められない。

前号アおよびイに関して問題が認められない法人で、一般指導検査該当年度の前年度の財務諸表について、公認会計士法(昭和23年法律第103号)に基づき公認会計士または監査法人が行う外部監査を受けた場合は、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性および適正性が確保されていると判断されるとき、または、当該法人において苦情解決への取組が適切に行われており、かつ、つぎのアからウまでの

いずれかの内容に積極的に取り組むことにより、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めていると判断されるときは、一般指導検査の実施を原則として4年に1回とすることができる。

- ア 福祉サービス第三者評価を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めていること。ただし、一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合は、法人全体の受審状況を勘案して判断する。なお、国際標準化機構が定めた製品やサービスの品質保証のための国際規格「IS09001」の認証取得施設を有する法人についても、これと同様に取り扱うことができるものとする。
- イ 地域社会に開かれた事業運営が行われていること。(福祉関係養成校等の研修 生の受入れまたは介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との 交流が積極的に行われている。)
- ウ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。

前2号の規定にかかわらず、新設の法人が施設を開設したときは、当該施設が開設される年度またはその次年度の早期に当該法人の指導検査を実施する。

施設整備中の検査は、施設整備を伴う新設の法人に対して、施設整備がある程度 進んだ時期に、原則として1回実施する。

(調査書等の提出)

第8条 法人には、第6条に規定する実施方針等を踏まえ、指導検査に必要な指導検査 項目を掲げた調査書および関係資料の提出を求めることができる。

(指導検査の通知)

- 第9条 指導検査を実施する場合は、対象となる法人の代表者に対し、あらかじめ、検 査の実施日時その他検査の実施に関し必要な事項を文書により通知するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人の運営等に問題が発生した場合、通報、現況報告書の確認の結果等でそのおそれがあると認められる場合または特別指導検査を実施する場合は、指導検査の開始時に文書を提示するなどの方法により行うものとする。

(指導検査体制)

- 第10条 指導検査体制は、原則として係長級以上の職にある者を長とする職員 2 名以上で編成する。
- 2 特別検査を実施する場合は、原則として課長級以上の職にある者を長とする職員3 名以上で編成することとし、課長級以上の職にある者を除く職員のうち1名以上は、 原則として係長級以上の職にある者とする。

(指導検査の立会い等)

第11条 指導検査は、その効果を高めるために、必要に応じて、関係部課職員または法人に関係する者に対し、検査への立会いを求め、または必要事項の調査や照会を行うことができる。

(指導検査基準)

- 第12条 指導検査項目、関係法令、評価事項等を集約した指導検査基準(以下「検査基準」という。)を別に定めるものとし、検査を担当する職員(以下「検査員」という。)は、当該検査基準、調査書、関係資料等に基づき検査を実施する。
- 2 検査基準における評価区分は、別表に定める評価区分に沿って定めるものとする。 (指導検査の講評)
- 第13条 指導検査の終了後、法人の役員等に対し、検査結果の講評を行い、改善の必要な事項と解決方法等を口頭で指示する。
- 2 前項の規定により一般指導検査の講評をする場合は、実地検査指導事項票を用いて 行うものとする。
- 3 法令解釈等で疑義が生じた場合など状況によっては、現地での講評を行わず、関係 者を招致して講評を行うことができる。

(指導方針の継続、統一の確保)

第14条 指導検査の実施にあたり生じた疑義および関係法令等の解釈については、関係 部課等と調整または協議により指導方針の統一と継続を図り、その内容を文書により 整理する。

(復命および結果通知等)

- 第15条 検査員は、指導検査終了後、直ちにその結果について綿密に検討し、問題点のある場合はそのことを明確にした上で上司へ復命する。
- 2 検査員は、前項の検討結果に基づき、指導検査結果を当該法人代表者あて、文書で 通知する。この場合において、検査基準における評価区分に照らして文書指摘事項が 認められるときは、問題点、改善方法等を具体的に通知する。
- 3 指導検査をより効果的なものとするため、第1項の復命および前項の結果通知は、 指導検査終了後速やかに行う。
- 4 指導検査結果に文書指摘事項がある場合は、法人代表者に対し原則として30日以内に改善状況に関する報告書または改善計画書の提出を求めるものとする。
- 5 前項により、法人から改善状況報告書等が提出された場合は、改善内容について書面による確認を行うほか、必要に応じ現地での確認を行うものとする。

(特別指導検査後の措置)

- 第16条 特別指導検査終了後、検査員は、前条第1項の規定による復命および必要に応じ関係部課等と協議を行った上で、法人代表者あて、指導検査結果について理由を付して文書で通知する。
- 2 指導検査結果の文書指摘事項については、法人代表者に対し原則として30日以内に 改善状況に関する報告書または改善計画書の提出を求め、その改善内容を精査すると ともに、必要に応じ指導を継続する。
- 3 改善報告もしくは改善計画が期限内に提出されないとき、または前項の改善内容を 精査した結果、改善の意思がなく、もしくは改善を怠っていると認められるときは、 法令の定めるところにより行政処分を行うための手続を進める。
- 4 利用者支援に重大な影響が及んでいるなど緊急を要すると認められるときは、前2

項の規定にかかわらず、直ちに法に基づく処分の手続を進める。

(施設整備中検査の実施等)

第17条 施設整備中検査の実施および検査終了後の取扱いは、一般指導検査に準じて実施するものとし、実施にあたっては、都または区の関係部課と十分な連携を図る。

(都等との連携)

- 第18条 法人運営または施設および事業の運営は、相互に密接な関係を有することから、法人の指導検査の実施にあたっては、都が行う、当該法人が運営する法人所在地にある施設の指導検査と同日に実施することに努める。
- 2 都や関係部課等と連携のうえ、法人または当該法人が運営する施設の指導検査に係る指導事項等の情報の把握に努める。

(指導検査結果の報告等)

第19条 指導検査の結果については、適宜集約し、行政運営に資するため関係部課へ提供するほか、必要に応じ、都または国へ指導検査結果の報告を行う。

(指導検査情報の公開)

第20条 指導検査に関する情報は、個人情報など法令等により非公開とされる場合を除 き、公開に努める。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、指導検査の実施に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表 評価区分

評価区分	指導形態	考え方
С	文書指摘	法、関係法令、通知等に違反する場合(軽微な違反の場合を除く。)は、原則として、「文書指摘」とする。 ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
В	口頭指導	法、関係法令以外の法令またはその他の通知等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合または正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。 なお、法、関係法令、通知等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
А	助言指導	法、関係法令、通知等のいずれにも適合する場合は、水 準向上のための「助言指導」を行う。

資料 2 平成 28 年度指導検査実施方針・実施計画

平成 28 年度 練馬区社会福祉法人指導検査実施方針・実施計画

1 基本方針

社会環境の変化に伴い福祉ニーズが複雑化・多様化するなか、税制上の優遇措置や施設整備等補助金などの公的な助成を受ける、公益性・公共性の高い社会福祉法人の役割がますます重要となっている。また、平成28年4月に一部実施される社会福祉法人制度改革においても、経営基盤の強化や事業運営の透明性の確保を図りながら、これまで以上に地域社会に貢献することが求められることとなった。

ついては、これらの動向を見据えながら、社会福祉法人の経営組織のガバナンス、事業運営の透明性および財務規律の確保・強化に主眼を置いて指導検査を実施することにより、社会福祉事業の適正な実施および健全な発展を図るものとする。

2 平成 28 年度指導検査の重点項目

昨今の社会経済情勢やこれまでの指導検査を踏まえ、以下により本年度の 指導検査を実施する。

(1) 効果的な指導検査の実施

これまで実施した指導検査結果から、法人経営に対するリスクのより高い項目を重点的に検査することにより、効果的・効率的な指導検査を実施する。また、法人から提出される報告書類や決算書の分析を事前に十分に行い、東京都など他自治体の動向も踏まえ、指導検査を実施する。

(2) 東京都および区関連部署との連携

東京都が実施する施設検査との同日検査を可能な限り実施する。また、 区においても、事業所等の所管課との情報交換会を定期的に開催し、法人 や施設、サービスの指導検査に係る情報を共有し、検査スキルの向上を図 るとともに連携を深める。

(3) 社会福祉法人制度改革への対応

平成 28 年 4 月に一部実施される社会福祉法人制度改革について、課題の整理や所轄法人への周知・支援などの作業を行う。また、集団指導等、さまざまな機会を捉え、区と法人、法人間での情報の共有化を図る。

(4) 集団指導の実施

実地による指導検査は少なくとも2年に1度以上の頻度で行うこととしてるため、本年度に指導検査を行わない法人も存在する。そこで、全所

轄法人を対象に集団指導を実施し、前年度の指導検査で多く見られた指摘 事項等、法人経営にあたり留意すべき点を周知徹底する。

(5) 法人検査と施設検査の一体的実施

介護・障害・保育分野における法人検査と施設検査の一体的実施の本格 導入年を平成 29 年度と位置付け、本年度はそれに向けた検証作業を行う ため、一部実施する。

3 平成 28 年度実施計画

練馬区社会福祉法人指導検査実施要綱に基づき、以下のとおり、本年度の指導検査を実施する。

(1) 指導検査の対象

前年度に練馬区の指導検査を受けていない区所轄の法人(年度途中に認可を受けた法人を含む)および文書指摘を行った法人を検査対象とする。 また東京都の施設検査の予定があり、区との合同検査が可能な場合は、原則として当該法人も検査対象とする。

ただし、毎年度都の指導検査が行われる場合(児童養護施設など)は、 前年 度の検査状況(実施有無等)を踏まえて、実施の判断を行う。

なお、法人検査と施設検査を一体的に実施する法人・施設については、 介護・障害・保育分野の所管課と協議のうえ定める。

前項までのほか、本年度は検査を予定していないが、法人設立で施設整備を行っている場合、利用者からの苦情が多く寄せられているなど法人経営上問題が生じたと認められる場合は、随時、一般指導検査を実施する。 なお、度々の指導にもかかわらず、改善が図られない場合や法人経営上重大な問題が生じたと認められる場合は、特別指導検査を実施する。

(3) 検査日程

以下の事項を踏まえ、一般指導検査の実施時期は概ね7月から2月までとする。

- ア 社会福祉法や関係法令上、社会福祉法人は、毎年度6月末までに現況 報告書や決算書類を提出することとなっていること。
- イ 指導検査実施後、文書による改善指導や改善報告、改善確認等を行う 期間が必要であること。

なお、具体的な検査日については、東京都の実施計画(合同検査)の結果や法人との調整を踏まえて決定する。

(4) 検査体制

一般指導検査は、原則、管理課社会福祉法人係職員 2 名の体制で行う。 特別指導検査は、原則、管理課長を含めた 3 名の体制で実施する。

なお、検査対象となる法人に関連する事業所管部署がある場合は、必要

に応じて検査の立会を要請する。

(5) 実施方法等

検査実施日の概ね1か月前に、法人の代表者宛実施通知を行い、一部の 検査資料の事前提出を求める。なお、緊急を要する場合は通知期間を短縮 する。

指導検査は法人本部所在の施設等に赴き、実地において行うものとし、 検査対象資料を確認のうえ、法人からのヒアリング等を基に検査項目を確 認する。

(6) 検査時間

区による単独検査の場合は、原則として、午前 10 時から午後 4 時とする。 都との合同検査を行う場合は、午前 10 時から午後 5 時までとする。

(7) 検査結果等の公表

指導検査の実施後、指導事項や改善報告などの情報については、東京都および関連部署へ情報提供を行う。また、当該年度の指導検査の状況や結果については、指導検査報告書として取りまとめ、区ホームページに掲載する。

(8) その他

指導検査に係る法令・制度運用に関する疑義が生じた場合は、東京都や 関連部署と協議を行うものとし、また必要に応じて弁護士や公認会計士等 への専門相談を行う。さらに、本年度から新たに行う監査法人へのアドバ イザリー業務委託を十分に活用して的確な指導検査を実施する。

資料3 実地検査指導事項票

実地検査指導事項票(社会福祉法人・運営管理・会計経理)

	検	查	日:	平成	年	月	日	法	人:	名 称:						()	_
				検査	員所属	:												
				検査	員氏名	:												
	r :-	÷車⊤	z 1															
	1		D指導事I							こいないと	認め	た指導	事項で	す。				
							書にて通知 5った場合		-	是出が必要	とな	ります。	,					
	4	4 今往	後の精査	・確認等	により、	この指導	事項票を	差し替	えるこ	ことがあり	ます。	•						
	導項				指	i i	i 草 P	勺	容						備	考		
-		織運営																-
1	定	影	,															
		(1) 定	款等の規	定は、適	直正に作り	成するこ	٤.											
				リに準拠し 夏の認可な			変更事項	頁がある	•									
		(2) 定	款施行細	則を整備	するこの	 と。								-				
					理事会等	の開催手約	売 理事	長職務代:	理者	常務理事等	等の職	務内容						
		(7 0	他指導事項等	;)														
2	役		1															
_	Ň			が生じて	いるの	で、速や	 かに補充	すること	<u> </u>					_				
		()	理事欠員	名 平	成年	月日から	5 監事	欠員	名	平成 年	月日	目から						
		(2) 役	員の選任	は法令、	定款等	に基づき	適正に選	任するこ	٤٤.									
							任期切∤	า	その	他()					
		` '	員選任関				* /			₹ ne / L / S	- ·	I÷/T						
							就任承諾書		歴書 ID J . ア	- 委嘱状(² 支給するこ		辞任	曲	_				
		(4) 12	規程未作							規程内容								
		〔その	他指導事項等											-				
3	理																	
		` '	事構成を	適正にす	「ること。	•												
	-	(2) TH		·ж.т.н.ч	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- L)	-				
		<u>`</u>	事長は、				者を指名	オスニノ	<u> </u>					-				
		(0)							-	議事録に	記載	がない						
		(4) 理	事長は、	各理事 <i>σ</i>	意見を見	尊重し、	理事会の	決定に。	より法	人運営お。	よび事	業						
		***************************************	営を行う															
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	'務理事等 他指導事項等		里事の職績	務権限は	明確にす	ること。						-				
		(()		,														
4	監	7	ļ															_
		(1) 監	事構成を	適正にす	ること。	•								1				
	L.	()					
		(2) 監								実施するこ	_							
		·		美務執行\ 						行状況 —————		財産の∜ 	伏況 	_				
			:事は監査 ハて保存 ⁻			、理事会	、評議員	会および	が所轄	庁に報告し	し、清	大に						
			内容不十		報告理事	会等欠	席 理	事会、	評議員	会、所轄	庁へを	未報告		_				
		〔その	他指導事項等	∳ J										1				

5	理	理事会	
		(2) 理事会は適正に開催すること(年度開催2回以上)。	
\dashv		(3) 審議は定款に従って適正に行うこと。	
		(3) 雷威は足縁に促りて過年に行うとと。 要議決事項について理事会で審議・議決していないものがある	
		実質的審議がなされていない 議決が有効に成立していない	
		(4) 欠席又は書面出席が継続している理事がいるので、日程調整を十分に行うこと。 また、出席できない事由によっては理事の交代を検討すること。	
		(5) 理事会の書面出席(書面による議決)の様式に不備がないようにすること。	
-		(6) 議事録は発言者とその要旨等を正確、具体的に記録し、審議の経過を明確に	
		すること。	
		未作成 作成の遅延 記載漏れ(質疑応答・その他) その他() (その他指導事項等)	
		(C V (D)B49-9/8-7	
6	P	評議員・評議員会	
		(1) 欠員が生じているので、速やかに補充すること。	
		・評議員欠員 名 平成 年 月 日から	
		(2) 評議員の選任手続は、法令・定款等に基づき適正に行うこと。	
		(3) 評議員構成を適正にすること。	
-		(4) 選任関係の書類を整備すること。	
		(キ) 透江 病がの自然を定備すること。 理事会および評議員会議事録 就任承諾書 履歴書 委嘱状(写) 辞任届	
		(5) 評議員会を設置すること。	
		(6) 評議員会が有効に成立していないので、定款の規定に基づき適正に開催すること。	
		(7) 審議は定款に従って適正に行うこと。	
		実質的審議がなされていない。 議決が有効に成立していない。	
		(8) 欠席が継続している評議員がいるので、日程調整を十分に行うこと。	
		また、出席できない事由によっては評議員の交代を検討すること。	
		(9) 議事録は発言者とその要旨等を正確、具体的に記録し、審議の経過を明確に	
		すること。 未作成 作成の遅延 記載漏れ その他()	
		〔その他指導事項等〕	
	事	事業	
1	*	事業一般	
		(1) 社会福祉法人が行う事業として、適切に行うこと。	
		(2) 定款に記載されている事業を停止又は廃止しているので、定款変更等適正な	
		手続きをとること。	
		(3) 定款に記載されていない事業を行っているので、関係機関と協議し実態に	
		合わせた適正な手続をとること。	
		〔その他指導事項等〕	
2	社	社会福祉事業	
		(1) 社会福祉事業を行うための必要な資金を確保していること。	
	_	(2) 社会福祉事業の開始、変更、廃止等の事務手続を適正に行うこと。	
		〔その他指導事項等〕	
3	公	公益事業・収益事業	
		(1) 公益事業としての要件を満たすこと。	
		(2) (公益・収益)事業は、社会福祉事業に支障を来たさないこと。	
		(3) (公益・収益)の事業規模が社会福祉事業に比し、過大なものとならないこと。	
		(その他指導事項等)	

	管理	
1	人事管理	
Ė	(1) 施設長の任免は理事会の議決を経て、理事長が行うこと。	
	(2) 職員研修計画を整備すること。	
	(3) 就業規則、給与規程を(制定・改正)し、労働基準監督署へ届け出ること。 (その他指導事項等)	
	(COMMATAG)	
	<u> </u>	
2	資産管理	
	(1)財産目録に(記載がない・記載が不備な)ので整備すること。	
	(2)定款に定める基本財産(土地・建物・その他;)・運用財産・ 公益事業・収益事業等の財産(土地・建物)を区分にて適正に管理すること。	
	(3)定款に定める基本財産(土地・建物の所在地・面積)が(不動産登記簿・ 固定資産管理台帳・財産目録・現状)と一致していないので整備すること。	
	(4)基本財産を区の承認を得ずに(処分・貸与・担保提供)しているので、	
	速やかに区の承認を得ること。	
	(5)基本財産の不動産に根抵当権を設定しているので、速やかに根抵当権を抹消 すること。	
	(6)運用財産の(管理・処分)を適正に行うこと。	
	(7)不動産を国又は地方公共団体から借用している場合は使用許可を受けること。	
	(8)社会福祉事業の用に供し、国又は地方公共団体以外の者から借用している	
	敷地について、事業の存続に必要な期間の利用権(地上権・賃借権)設定登記を 行うこと。	
	(9)資産台帳(不動産台帳〔土地・建物〕・固定資産管理台帳)が(未整備・	
	内容不備)なので整備すること。	
	(その他指導事項等)	
3	会計管理	
	(1)経理規程を制定すること。	
	(2)会計責任者を設置すること。	
	(3)予算管理を適正に行うこと。	
	予算編成の手続が不適正である。(当初予算は年度開始前に理事長において編成 し、評議員会の意見を聴き、理事会の同意を得ること。)	
	・予算が適正に執行されていない。	
	補正予算編成の手続が不適正である。(予算の補正に当たっては、評議員会の意見を聴き理事会の同意を得ること。)	
	(4)会計処理を適正に行うこと。	
	会計を事業区分(社会福祉事業、公益事業、収益事業)、拠点区分、サービス区	
	分に区分していない。	
	法人の資産(資金)の管理運用が不適正である。(安全・確実な方法で行っていない。)	
	・ 収入・支出の処理が不適正である。	
	・ 資金移動にかかる処理が不適正である。	
	・資金移動に係る経理が関係通知に基づき適正に処理されていないので返還の	
	処理を行うこと。 ・資金移動に係る明細書が(未作成・一部不備)である。	
	・契約手続が不適正である。	
	契約内容()	
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(5)利用者から預かっている金銭の管理を適正に行うこと。	
	(6)債権債務の管理を適正に行うこと。	
	・ 借入金および償還計画について、理事会で十分に審議されていない。	
	・ 借入金の償還を適正に行っていない。	
L	1 12. / TANES CATIONS / CA. (A. (A. (A. (A. (A. (A. (A. (A. (A. (

		・贈与契約を適正に履行していない。	
		(7)会計帳簿等の整備を適正に行うこと。	
		・ 会計帳簿を整備していない。	
		仕訳日記帳 総勘定元帳 伝票 証憑書類 補助簿等 	
		(8)決算処理および財務諸表の作成を適正に行うこと。	
		・ 決算手続きが定款および経理規程の定めに従い行われていない。	
		財務諸表(財産目録・貸借対照表・資金収支計算書・事業活動計算書・ 決算附属明細表)を適正に整備していない。	
		・ 前年度諸帳簿の額(繰越金・積立金・引当金)を適正に引き継いでいない。	
		(9) 平成23年基準への移行処理を通知に基づき適正に行うこと。	
		(その他指導事項等)	
4	7	の他	
		(1) 社会福祉施設の防災対策およびその実施体制を確立すること。	
		(2) 法人印および代表者印について、適正に管理すること。	
		(3) 社会福祉法人の運営に関する情報開示を行うこと。	
		・ 法人が提供する福祉サービスの内容、財務状況について情報提供が適切に行われていない。	
		事業報告書 財産目録 貸借対照表 収支計算書 監事監査報告書	
		・ 現況報告書等について、インターネットを活用した公表がされていない。	
		(4) 福祉サービスの質の評価等を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じること。	
		(5) 福祉サービスに関する利用者等からの苦情へ対応する取組を行うこと。	
		(6) 保有する個人情報について適正な取扱いを行うこと。	
		(7) 登記手続きを適正に行うこと。	
		(8) 税額控除対象法人については、税額控除の対象となる要件を満たすこと。	
		〔その他指導事項等〕	
1 7	- م	┗据導助言事項〕	
	+ +-	= · · · ·	
[#	寺記	事項) 	
	_		

第5 指導検査関連ホームページ

(1) 練馬区ホームページ

社会福祉法人の設立や認可等における各種手続きや申請様式を掲載しています。

http://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/jigyosha/shahuku/

(2) 東京都福祉保健局ホームページ

指導検査基準等

社会福祉法人の施設サービス検査を行っている東京都福祉保健局のホ

- ームページです。東京都の指導検査における指導検査実施方針や施設サ
- ービス検査の基準がご覧いただけます。

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/jigyosha/youkoutou
/sidoukijyun.html

指導検査報告

東京都が実施した指導検査の結果報告書が掲載されています。

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/shisaku/houkokusyo
.html

社会福祉法人・施設情報

東京都福祉保健局が有する都内の社会福祉法人・施設の情報が掲載されています。

http://www2.fukushihoken.metro.tokyo.jp/houjin/shisetsu.htm

(3) とうきょう福祉ナビゲーション

東京の福祉に関する総合情報サイトです。福祉関連の最新情報が掲載されており、各区市の福祉事業所の検索できるほか、福祉サービス第三者評価の結果がご覧いただけます。

http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/index.html

第6 練馬区所管社会福祉法人一覧

平成 29 年 4 月現在

	法人名称	主たる事務所所在地	電話
1	錦華学院	練馬区小竹町1-60-8	03-3955-0988
2	育秀会	練馬区桜台2-2-8	03-3557-7637
3	マーガレット学園	練馬区大泉学園町6-15-34	03-3924-2003
4	練馬区社会福祉協議会	練馬区豊玉北5-14-6 新練馬ビル5階	03-3992-5600
5	練馬仲町保育園	練馬区早宮2-3-22	03-3933-0861
6	大泉松和会	練馬区東大泉5-38-24	03-3922-0875
7	和敬会	練馬区豊玉南3-31-15	03-3993-5540
8	富士見会	練馬区富士見台2-34-4	03-3998-4321
9	育陽会	練馬区田柄2-37-10	03-3938-6401
10	神教福祉会	練馬区羽沢2-26-15	03-5912-0012
11	練馬区社会福祉事業団	練馬区光が丘6-4-1	03-6758-0140
12	大泉き〈み会	練馬区東大泉7-14-13	03-3925-5435
13	創生	練馬区土支田3-4-20	03-3978-0801
14	北山会	練馬区北町8-21-19	03-3931-0008
15	花水木の会	練馬区練馬2-1-9	03-3948-1640
16	江古田明和会	練馬区旭丘1-33-10	03-3948-1213
17	道灌山心育会	練馬区高松6-16-30	03-5910-4671
18	練馬豊成会	練馬区下石神井3-6-13	03-3996-6600
19	東京雄心会	練馬区大泉学園町2-26-28	03-3925-0477
20	練馬山彦福祉会	練馬区富士見台2-19-9	03-3998-5023
21	つくりっこの家	練馬区大泉学園町1-23-5	03-5387-2477
22	未来・ねりま	練馬区豊玉中4-10-6	03-3577-8657
23	未来こどもランド	練馬区谷原5-22-2	03-3995-7860
24	ねりま共育ちの会	練馬区春日町4-1-13	03-3825-3550
25	北町大家族	練馬区北町2-17-16	03-3934-2878

練馬区社会福祉法人指導検査報告書 【平成 28 年度】

平成 29 年 8 月発行

編 集 練馬区福祉部管理課社会福祉法人係

練馬区豊玉北6-12-1

電話番号 03-5984-1318